令和2年12月7日

# 令和2年広島県議会12月定例会議案 (その1)

広 島 県

# 令和2年広島県議会12月定例会議案目次 (その1)

県第91号	令和 2 年度広島県一般会計補正予算(第 6 号) ··································	1
県第92号	令和2年度広島県県営林事業費特別会計補正予算(第1号)	11
県第93号	令和2年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算(第3号)	14
県第94号	令和2年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算(第1号)	18
県第95号	令和2年度広島県病院事業会計補正予算(第5号)	21
県第96号	令和2年度広島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	22
県第97号	令和2年度広島県土地造成事業会計補正予算(第1号)	24
県第98号	令和2年度広島県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	26
県第99号	令和2年度広島県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	28

# 県第91号議案

令和2年度広島県一般会計補正予算(第6号)

令和2年度広島県一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,237,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,247,958,864千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年12月7日提出

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

// <sub>1</sub> / <sub>1</sub> / <sub>1</sub> / <sub>1</sub>				( <del>+</del>   <del> </del>   <u> </u>   <u> </u> :       1   1   1
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		240, 837, 823	9, 139, 849	249, 977, 672
	1 国庫負担金	105, 752, 674	△ 64, 948	105, 687, 726
	2 国庫補助金	131, 533, 246	9, 212, 048	140, 745, 294
	3 委託金	3, 551, 903	△ 7, 251	3, 544, 652
11 寄附金		330, 567	90, 648	421, 215
	1 寄附金	330, 567	90, 648	421, 215
12 繰入金		25, 533, 529	△ 896, 315	24, 637, 214
	2 基金繰入金	25, 343, 274	△ 896, 315	24, 446, 959
14 諸収入		99, 855, 143	△ 99,903	99, 755, 240
	5 収益事業収入	4, 663, 247	△ 45,000	4, 618, 247
	7 雑入	9, 030, 615	△ 54, 903	8, 975, 712
15 県債		148, 086, 200	2, 900	148, 089, 100
	1 県債	148, 086, 200	2, 900	148, 089, 100
歳 入 合 計		1, 239, 721, 685	8, 237, 179	1, 247, 958, 864

歳出				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		2, 068, 672	△ 5, 200	2, 063, 472
	1 議会費	2, 068, 672	△ 5, 200	2, 063, 472
2 総務費		76, 753, 045	△ 890, 510	75, 862, 535
	1 総務管理費	41, 739, 990	△ 85, 782	41, 654, 208
	2 企画費	10, 144, 557	△ 606, 221	9, 538, 336
	3 地域振興費	10, 892, 886	△ 176, 556	10, 716, 330
	4 徴税費	9, 012, 851	△ 7,876	9, 004, 975
	5 選挙費	56, 366	△ 91	56, 275
	6 防災費	2, 527, 448	△ 12, 287	2, 515, 161
	7 統計調査費	1, 957, 884	△ 706	1, 957, 178
	8 人事委員会費	200, 878	△ 441	200, 437
	9 監査委員費	220, 185	△ 550	219, 635
3 民生費		150, 336, 208	76, 442	150, 412, 650
	1 社会福祉費	115, 390, 768	113, 530	115, 504, 298
	2 児童福祉費	33, 914, 149	△ 36, 766	33, 877, 383
	3 生活保護費	383, 050	△ 322	382, 728
4 衛生費		119, 715, 314	9, 603, 386	129, 318, 700
	1 公衆衛生費	69, 562, 868	104, 818	69, 667, 686
	2 環境衛生費	2, 651, 375	△ 807	2, 650, 568

款	項	補正前の額	補正額	<u>(単位:十円)</u> 計
	3 環境保全費	3, 622, 730	54, 913	3, 677, 643
	4 保健所費	1, 889, 343	△ 5,786	1, 883, 557
	5 医薬費	39, 389, 126	9, 450, 248	48, 839, 374
5 労働費		3, 146, 892	37, 970	3, 184, 862
	1 労政費	363, 308	△ 2,974	360, 334
	2 職業訓練費	2, 029, 006	△ 2,509	2, 026, 497
	3 雇用対策費	602, 146	44, 665	646, 811
	4 労働委員会費	152, 432	△ 1,212	151, 220
6 農林水産業費		33, 447, 530	△ 88,875	33, 358, 655
	1 農業費	7, 638, 064	△ 53, 581	7, 584, 483
	2 畜産業費	1, 017, 373	△ 5,605	1, 011, 768
	3 水産業費	2, 842, 909	△ 17,799	2, 825, 110
	4 農地費	8, 216, 703	△ 3,362	8, 213, 341
	5 林業費	13, 732, 481	△ 8,528	13, 723, 953
7 商工費		111, 011, 364	337, 380	111, 348, 744
	1 商業費	2, 751, 653	△ 7,546	2, 744, 107
	2 工鉱業費	102, 979, 667	△ 195, 274	102, 784, 393
	3 観光費	5, 280, 044	540, 200	5, 820, 244
8 土木費		127, 461, 166	△ 87, 539	127, 373, 627
	1 土木管理費	12, 917, 153	△ 8,531	12, 908, 622
	2 道路橋梁費	46, 241, 273	△ 2, 258	46, 239, 015

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 河川海岸費	49, 284, 072	△ 1,345	49, 282, 727
	4 港湾費	11, 188, 217	△ 21, 373	11, 166, 844
	5 都市計画費	6, 393, 855	△ 3,837	6, 390, 018
	6 住宅費	33, 945	△ 51	33, 89 <sup>4</sup>
	7 空港費	1, 402, 651	△ 50, 144	1, 352, 50
9 警察費		63, 382, 004	△ 129, 087	63, 252, 917
	1 警察管理費	59, 073, 710	△ 129, 087	58, 944, 623
10 教育費		198, 521, 938	△ 616, 788	197, 905, 150
	1 教育総務費	31, 544, 361	△ 83, 383	31, 460, 97
	2 小学校費	56, 374, 086	△ 192, 859	56, 181, 22
	3 中学校費	33, 545, 828	△ 92,919	33, 452, 909
	4 高等学校費	52, 503, 778	△ 192, 256	52, 311, 522
	5 特別支援学校費	17, 315, 385	△ 39, 309	17, 276, 076
	7 社会教育費	1, 352, 259	△ 14,110	1, 338, 149
	8 保健体育費	406, 672	△ 1,952	404, 720
歳 出 合 計		1, 239, 721, 685	8, 237, 179	1, 247, 958, 864

# 第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(追加及び変更)				(単位:千円)	
款	項	事業業名	金	額	
ΤÞΑ	<b>女</b>	ず 未 石	補正前	補 正 後	
2 総務費			0	19, 200	
	3 地域振興費		0	19, 200	
		都市圏魅力創造戦略推進事業費	0	19, 200	
6 農林水産業費			0	621, 180	
	3 水産業費		0	82, 000	
		漁港海岸保全施設整備費	0	82, 000	
	4 農地費		0	250, 713	
		かんがい排水事業費	0	84, 000	
		圃場整備事業費	0	73, 500	
		畑地帯総合整備事業費	0	69, 300	
		海岸保全施設等維持補修費	0	23, 913	
	5 林業費		0	288, 467	
		森林居住環境整備事業費	0	87, 100	
		治山施設維持修繕費	0	49, 380	
		山地治山事業費	0	151, 987	
7 商工費			3, 455, 000	5, 446, 322	
	2 工鉱業費		3, 455, 000	4, 333, 122	

款	項	事業名	金	額
₩.	<b>点</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	補 正 前	補 正 後
		中小企業支援対策費	0	348, 122
		イノベーション創出促進費	455, 000	985, 000
	3 観光費		0	1, 113, 200
		観光客誘致促進費	0	1, 113, 200
8 土木費			800, 281	13, 135, 374
	1 土木管理費		74, 400	160, 631
		建築物耐震化促進事業費	0	86, 231
	2 道路橋梁費		521, 900	4, 595, 050
		道路災害防除費	0	1, 311, 050
		交通安全施設費 (補助)	0	444, 100
		道路改良費(補助)	0	2, 318, 000
	3 河川海岸費		203, 981	7, 764, 825
		河川改修費	0	7, 560
		高潮対策費 (河川)	0	367, 500
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	0	100, 000
		通常砂防費(補助)	0	957, 600
		地すべり対策砂防費(補助)	0	2,000
		急傾斜地崩壊対策事業費 (補助)	0	1, 080, 464
		砂防激甚災害対策特別事業費	0	4, 803, 750

款	項	事業名	金	額
极人	<sup>'</sup> R	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	補 正 前	補 正 後
		砂防関係事業調査費	0	15, 000
		緊急急傾斜地崩壊対策事業費	71, 400	130, 570
		高潮対策費 (海岸)	0	84, 000
		港湾海岸保全施設費	0	83, 800
	4 港湾費		0	185, 000
		港湾補修費	0	31, 000
		港湾改修費	0	134, 000
		港整備交付金事業費	0	20,000
	5 都市計画費		0	429, 868
		街路事業費 (補助)	0	156, 000
		公園事業費 (補助)	0	273, 868
11 災害復旧費			0	6, 151, 269
	2 土木施設災害復旧費		0	6, 151, 269
		過年発生災害土木施設復旧費	0	5, 328, 996
		現年発生災害土木施設復旧費(補助)	0	822, 273
合 計			4, 255, 281	25, 373, 345

# 第3表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

		I					I				
事	項		補	正	前			補	正	後	
<del>*</del>	· A 	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
広島県立県民の森管理委託事業			_			_	令和 2	2年度から			57, 555
							令和 7	′年度まで			
施設内訓練民間活力導入事業			_			_	令 和	3 年 度			44, 464
離転職者委託訓練事業		令 和	3 年 度			81, 464	令和 3	8年度から			291, 647
							令和 5	5年度まで			
若年者就職による社会減対策事業			_			_	令 和	3 年 度			1, 400
新型コロナ対策離職者等就業支援事業			_			_	令 和	3 年 度			13, 113
農業近代化資金の融資に対する利子補給		令和 3	年度から	農業近代化	<b>公資金融</b> 通	通法に基づ	令和 3	8年度から	農業近代化	匕資金融達	通法に基づ
		令和18	年度まで	く融資に対	けし年 1.	65パーセ	令和18	8年度まで	く融資に対	対し年 1.	85パーセ
				ントの範囲	目内で行う	)利子補給			ントの範囲	囲内で行う	5 利子補給
				利子補給	<b>哈</b> 限度額	34, 498			利子補絲	合限度額	67, 707

第4表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円、%)

								. , , , , , ,
起 債 の 目 的		補 正		前		補 正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助災害復旧事業	14, 070, 000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共 団体との共同 発行を含む。)		借入先の融資条 件の定めるとこ ろによる。	14, 070, 000	証書借入及び証券発行 (他の地との共同 発行を含む。) 限度額のうち部以全部又と翌年度である。 起債を繰り延べる 起債を終めてきる。		借入先の融資条 件の定めるとこ ろによる。
社会福祉施設整備事業	203, 700	同 上	同上	同 上	207, 600	証書借入及び証 券発行 (他の地方公共 団体との共同 発行を含む。)	同上	同 上
公共施設等管理事業	1, 468, 100	同 上	同上	同 上	1, 468, 100	証書借入及び証券発行 (他の地との共同 発行を含む。) 限度額又は一年 全部を翌早を登り延れる とができる。	同上	同上
合併特例事業	1, 518, 300	同 上	同上	同 上	1, 518, 300	同 上	同上	同 上
防災対策事業	21, 366, 200	同 上	同上	同 上	21, 365, 200	同 上	同上	同 上
地方道路等整備事業	9, 853, 300	同 上	同上	同 上	9, 853, 300	同 上	同上	同 上
合 計	148, 086, 200				148, 089, 100			

# 県第92号議案

令和2年度広島県県営林事業費特別会計補正予算(第1号)

令和2年度広島県県営林事業費特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 70千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 550,682千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年12月7日提出

 第1表	歳入歳出予算							
歳	入							(単位:千円)
	款			項	補正前の額	補正額	頁	計
1 県	営林事業費収	又入			550, 752	Δ	70	550, 682
				2 財産収入	348, 752	Δ	70	348, 682
歳	入	合	計		550, 752	Δ	70	550, 682

歳 出				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営林事業費		550, 752	△ 70	550, 682
	1 県営林事業費	550, 752	△ 70	550, 682
歳 出 合 計		550, 752	△ 70	550, 682

# 県第93号議案

令和2年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算(第3号)

令和2年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 48千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,332,819千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年12月7日提出

	de e de e	ta. i.b.						1
第1表	歳入歳出予	算補正						
歳	入							(単位:千円)
	款			項	補正前の額	補	正額	計
1 港	湾特別整備事	事業収入			12, 332, 867	Δ	48	12, 332, 819
				2 使用料及び手数料	2, 088, 635	$\triangle$	48	2, 088, 587
歳	入	合	計		12, 332, 867	Δ	48	12, 332, 819

歳	出							(単位:千円)
	款			項	補正前の額	補	正 額	計
1 1	港湾特別整備事	業費			12, 332, 867	Δ	48	12, 332, 819
				2 広島港費	4, 062, 749	Δ	24	4, 062, 725
				3 福山港費	602, 441	Δ	24	602, 417
歳	出	合	計		12, 332, 867	Δ	48	12, 332, 819

第2表 繰越明許費					(単位	立:千円)
款	項	事	業	名	金	額
1 港湾特別整備事業費						730, 000
	2 広島港費					730, 000
		臨海土地造成事	<b>工業費</b>			600, 000
		荷役機械整備事	<b>工業費</b>			130, 000
合計						730, 000
		•				

# 県第94号議案

令和2年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算(第1号)

令和2年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 948千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,039,661千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和2年12月7日提出

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		5, 040, 609	△ 948	5, 039, 661
	2 使用料及び手数料	3, 141, 620	△ 948	3, 140, 672
歳 入 合 計		5, 040, 609	△ 948	5, 039, 661

歳  出				(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		4, 048, 700	△ 948	4, 047, 752
	1 県営住宅事業費	4, 048, 700	△ 948	4, 047, 752
歳 出 合 計		5, 040, 609	△ 948	5, 039, 661

### 県第95号議案

令和2年度広島県病院事業会計補正予算(第5号)

(総 則)

第1条 令和2年度広島県病院事業会計補正予算(第5号)は、次条以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度広島県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 月)

(補正前の額) (補 正 額)

(計)

支 出

第1款 病 院 事 業 費 用

27,984,223 千円

第1項 医 業 費 用

27,418,705 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条列記中職員給与費「13,291,163千円」を「13,263,135千円」に改める。

令和2年12月7日提出

広島県知事

旦	第	96	문	諡	宏
$\mathcal{I}$	7J	$\sigma$	7	时又	$\rightarrow$

#### 令和2年度広島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度広島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度広島県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(補 正 前)

(補

正)

(計)

(収益的収入及び支出の補正)

(科

月)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (補正前の額) (補 正 額) (計)

支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,935,566千円 △ 527千円 2,935,039千円

第1項 営 業 費 用 2,810,564 千円 △ 527 千円 2,810,037 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 875,603千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支 調整額 131,132千円、過年度分損益勘定留保資金 439,124千円及び当年度分損益勘定留保資金 305,347千円で補填するものとする。)」に改め、 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 月) (補正前の額) (補 下 額) (計) 支 第1款 資 本 的 支 Ш 2,398,473 千円 93 千円 2,398,380 千円  $\triangle$ 第1項 設 改良 費 1,774,380 千円  $\wedge$ 93 千円 1,774,287 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条列記中職員給与費「271,050千円」を「270,430千円」に改める。

令和2年12月7日提出					
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	広島県知事	湯	嵭	英	彦

県第97号	議	案
-------	---	---

#### 令和2年度広島県十地造成事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和2年度広島県土地造成事業会計補正予算(第1号)は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度広島県土地造成事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科 月) (補 正 前)

(補 正) (計)

(2) +: 地 浩 成

> 十 地 浩 成

2,266,144 千円

48 千円

2,266,096 千円

本 郷 地 区 土 地 造 成

2,057,558 千円

 $\wedge$ 

48 千円

2,057,510 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科

(補正前の額)

(補 正 額)

(計)

支 Ж

第1款 土 地 造 成 事 業 費 用

3,384,379 千円

178 千円

3,384,201 千円

第1項

業 費 用 3,313,286 千円

 $\wedge$ 

178 千円

22 千円

3,313,108 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,011,855千円は、過年度分損益勘定留保資金1,011,855千円 で補填するものとする。) 」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

> (科 目)

(補正前の額)

(補 正 額)

(計)

支

第1款 資 本 的 支 出 2,545,111 千円

 $\triangle$ 70 千円 2,545,041 千円

地 浩 第1項 土 成 費 託

2,266,144 千円

278,967 千円

 $\triangle$ 48 千円

 $\wedge$ 

2,266,096 千円

278,945 千円

第2項 受 費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条列記中職員給与費「94,228千円」を「93,980千円」に改める。

事

Т.

令和2年12月7日提出

広島県知事	湯	﨑	英	彦

県第98	另議案
7177700	7 PTX / \

#### 令和2年度広島県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度広島県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度広島県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科 月) (補 正 前) (補 正) (計) (4) 主要な建設改良事業 広島水道用水供給施設建設事業 5,553,037 千円 453 千円 5,552,584 千円 広島西部地域水道用水供給施設建設事業 13 千円 203,332 千円 203.345 千円 沼田川水道用水供給施設建設事業 812,747 千円 △ 67 千円 812,680 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (補正前の額) (補 正 額) (計)

支 出

第1款 水 道 用 水 供 給 事 業 費 用 9,466,078 千円  $\triangle$  1,386 千円 9,464,692 千円

第1項 営 業 費 用 8,803,765 千円 △ 1,386 千円 8,802,379 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 6,293,165千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支 調整額 471,696千円、建設改良積立金 2,036,288千円、過年度分損益勘定留保資金 698,155千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,087,026千円で補 填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (補正前の額) (補正額) (計)

支 出

第1款 資 本 的 支 出 8,730,367 千円  $\triangle$  533 千円 8,729,834 千円 第1項 建 設 改 良 費 6,569,410 千円  $\triangle$  533 千円 6,568,877 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条列記中職員給与費「734,451千円」を「732,532千円」に改める。

令和2年12月7日提出					
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	広島県知事	湯	嵭	英	彦

# 県第99号議案

#### 令和2年度広島県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和2年度広島県流域下水道事業会計補正予算(第2号)は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度広島県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(	科	目)			(補 正 前)		(補	正)	(計)
(4)	建	設	改	良	事	業					
		太田	川流域	下水道類	建設事業		331, 363	千円 △		40 千円	331,323 千円
		芦田	川流域	下水道類	建設事業		301, 632	千円 △		52 千円	301,580 千円
		沼田	川流域	下水道類	建設事業		529, 040	千円 △		60 千円	528,980 千円

(計)

(収益的収入及び支出の補正)

(科

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

目)

		X 1 1		- /				(1111 1111 - 1127)		(1113	HZV/	(HI)
支		出										
第1款	流力	域 下	水 j	首 事	業	費	用	8,946,169 千円	$\triangle$		219 千円	8,945,950 千円
笙 1 項	<u>ר</u>	<del></del>	業		書		用	8 641 489 壬田	$\wedge$		210 千田	8 641 263 壬田

(補正前の額)

(補 正 額)

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,013,750千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支 調整額 29,048千円、過年度分損益勘定留保資金 629,691千円及び当年度分損益勘定留保資金 355,011千円で補填するものとする。)」に改め、資本 的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科	目)			(補正前の額)	(補	正額)	(計)
支	出							
第1款 資	本	的	支	出	2,594,038 千円	$\triangle$	152 千円	2,593,886 千円
第1項	建 設	改	良	費	1,162,035 千円	$\triangle$	152 千円	1,161,883 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条列記中職員給与費「138,342千円」を「137,971千円」に改める。

令和2年12月7日提出					
	広島県知事	湯	嵭	英	彦